

## 第776回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成20年7月15日(火)午後2時から  
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第775回教育委員会会議録の承認について
- 4 第776回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)
  - (1)平成20年岩手・宮城内陸地震による教育委員会関係の被害状況について(総務課)
  - (2)県立高等学校組織編制計画等について(高校教育課)
- 6 議 事
  - 第1号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について(総務課)
  - 第2号議案 宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正について(総務課)
  - 第3号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について(総務課)
  - 第4号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について(教職員課)
  - 第5号議案 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の特例を定める規則について(高校教育課)
  - 第6号議案 宮城県教育振興審議会への諮問案について(教育企画室)
  - 第7号議案 平成20年度第1回高等学校入学者選抜審議会への諮問案について(高校教育課)
  - 第8号議案 職員の人事について(教職員課)
  - 第9号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について(高校教育課)
- 7 課長報告等
  - (1)請願の取扱いについて(総務課)
  - (2)飲酒運転を行った教職員に対する懲戒処分原案の基準の改正について(教職員課)
  - (3)平成21年度宮城県公立高等学校入学者選抜について(高校教育課)
- 8 資 料(配布のみ)
  - 第41回東北学校保健大会開催要項について(スポーツ健康課)
- 9 次回教育委員会の開催日程について
- 10 閉会宣言

## 第 7 7 6 回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成 2 0 年 7 月 1 5 日 ( 火 ) 午後 2 時から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，山田委員，佐々木委員，小野寺委員，  
小林教育長

### 4 説明のため出席した者

三野宮教育次長，菅原教育次長，佐藤総務課長，安住教育企画室長，  
氏家参事兼福利課長，安井教職員課長，竹田義務教育課長，  
伊藤特別支援教育室長，高橋高校教育課長，高橋施設整備課長，  
佐々木スポーツ健康課長，後藤生涯学習課長，  
宗像副参事兼文化財保護課長補佐ほか

- 5 開 会 午後 2 時

### 6 第 7 7 5 回教育委員会会議録の承認について

委員長 ； ( 委員全員に諮って ) 承認。

### 7 第 7 7 6 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 ； 櫻井委員及び小野寺委員を指名。  
議事日程は配付のとおり。

### 8 教育長報告

#### ( 1 ) 平成 2 0 年岩手・宮城内陸地震による教育委員会関係の被害状況について

( 説明：教育長 )

「平成 2 0 年岩手・宮城内陸地震による教育委員会関係の被害状況について」御説明申し上げる。

資料は，1 ページから 6 ページまでとなる。

資料の 1 ページを御覧願いたい。

なお，2 枚目以降に，県全体の被害状況等をまとめた直近の災害復旧対策本部の資料をお付けしたので後で御覧願いたい。

初めに，被害状況であるが，「1 人的被害」については，幸いにも土曜日ということもあり，学校管理下におけるけが人は，中学生 1 名のみであった。

次に，「2 物的被害」であるが，大崎市立上野目小学校で校舎の柱や階段に亀裂が入り，体育館の筋交いが断裂するなどの被害を受けたほか，県立岩ヶ崎高校においても，壁

のモルタルの剥離や給水設備，暖房設備が損壊するなどの被害を受けた。鷺沢工業高校では高校の入口付近の法面が崩壊するなどの被害が出ている。

この他にも壁にヒビが入ったり，窓ガラスが割れるなどの被害が栗原市と大崎市を中心に多数報告されており，その数は，公立の幼稚園，小・中・高，そして特別支援学校を含んだ公立学校施設の合計で115校，被害額は現在のところ4億2,400万円余りとなっている。

その他，社会教育施設等は118施設で，被害額は9,100万円余り，教育庁所管施設が3施設400万円余り，文化財関係が35カ所，300万円余りなどとなっており，文教施設全体では271施設，5億2,300万円余りの被害となっている。

なお，被害額については，継続調査中であり，今後も変更になる見込みである。

次に，「3 各学校の臨時休業の状況」についてであるが，地震発生後の最初の月曜日である6月16日には栗原市内の幼稚園，小・中学校全64校が休校したほか，高校，養護学校を含め68校が休校とした。

しかし，翌17日には4校を除き再開しており，孤立地区となった栗原市耕英地区にある栗駒小学校耕英分校は当分の間休校ということであったが，翌週23日からは本校で授業を再開し，最終的に24日までにすべての学校が再開している。

次に，県教育委員会の対応状況である。

「1 児童，生徒への対応」についてであるが，県教育委員会としては，被災地における児童生徒の精神面のケアを最優先に，中学校に通常配置しているスクールカウンセラーにより対応したほか，緊急支援のカウンセラーによる対応を行ってきたところである。

また，安定した日常生活を送れるよう「2」に記載しているように，教職員を対象に「児童の心のケア」に関する研修会を実施した。

さらに，「3」として，県立高等学校の授業料の減免や納入期限の延長を行うこととしたほか，「4」栗原市への職員の派遣などの対応を行ってまいった。

また，「5 被災者への教職員宿舎の提供」については，震災後，入居可能な宿舎をリストアップし，21日に説明会を実施したところ，早速申し込みがあり，栗原市内の職員宿舎に1世帯4人が6月22日から入居している。

復旧状況についてであるが，災害を受けた公立学校施設については，児童生徒の安全安心を確保し，教育活動への影響をできる限り少なくするため，被災状況に応じた応急措置を行っているところであるが，抜本的な復旧工事については国の災害査定も踏まえ，着手することとしている。

なお，国の災害復旧事業（補助率2/3）として採択されるのは，県立学校の場合は1件80万円以上，市町村立学校の場合は1件40万円以上の被害となるが，現在，被害状況の精査を行っているところである。

以上のとおり御報告申し上げます。

（質 疑）

櫻井委員 前回の委員会はちょうど6月13日であった。私はここで耐震化工事につ

いて質問をさせていただいた。前日の12日がちょうど宮城県沖地震から30年ということと小中学校、幼稚園に関しては耐震化がまだ進んでおらず、もう地震が来る来ると言われているので、いまのような姿勢では少し甘いのではないかという質問をした。それで施設整備課長が宮城県で耐震化が遅れている市町村について個々に聞き取りをし、どここの市町村がそういった状況下にあるのかは確認はしていないということを答えていた。それで14日にあのような地震が、たまたま幸いにも土曜日の朝だったので、最小限度にある程度は被害が少なかったということは幸いしているが、そこで教育長に伺いたいのは、たまたま前回質問をして回答していただいたが、実際に地震が来て危機管理に関して、実際にできること、できないことがどのように変わったのかを聞きたい。このようなことはしておかないといけないんだという変化があれば教えていただきたい。

教 育 長 委員御指摘のとおり6月12日が県民防災の日ということもあり、その近辺で避難訓練を従来から継続的にやってきている学校がかなりあった。そのようなことと、なおかつ委員御指摘のとおり土曜日で実際に学校にいた生徒が少なかったということが、人的被害が本当に最小限にとどまったと考える。建物の耐震化については、前回委員会でも申し上げたが、県立学校については今年度中にすべて耐震工事が終わる予定であるし、小中学校については、一部市町村は耐震化が遅れているところはあるが、現時点で遅れているところ、あるいは率としてはそうではないが、まだ耐震工事をやっていない数が多い市町村、そういった市町村に集まっていただき、耐震化促進の働きかけをするということを申し上げたが、そうした会議も先日行ったところである。これも前回委員会で申し上げたが、国においても法改正を行い、耐震化の工事について補助率を上げるという措置が時限的にとられるということもあるので、そういったことも併せて、今回の地震が起きたということも踏まえて各学校に対して耐震化工事を更に力を入れてやるように働きかけをしていきたいと思う。

櫻井委員 保護者としては、たまたま土曜日で良かったではなく、これが普通の日に起こったらどうだろうと考えた時に非常に怖い思いがしている。実際に地震を経験してみると、地震の前の13日に答えたことと経験してみでの答えがあまり変わっていない気がする。普通は実際にあれだけ大きな地震を感じたのであれば、あのような被害が出ているわけであるので、ここはもう少し急がなければいけないとか、ここのお金はもっと持ってこななければいけないとかというふうに大きな変化が起こって当然だと思う。いまの回答だと13日の質問に対する回答とあまり変わっていないと感ずるがいかがか。

教 育 長 これは市町村の受け止め方だと思う。実際に地震が起きて様々な被害があったということを踏まえて各市町村としても従来以上に力を入れてやって行

くという考え方に恐らくなっていると受け止めている。

施設整備課長 教育長のお話のとおりであるが、7月8日に耐震化率が70%未満の8市町、耐震化が行われていない棟数が20を超える2市町、合計10市町に県庁においでいただき、今回の国の制度改正、あるいは地方財政措置の拡充、耐震化の必要性等を説明させていただいた。地震があった後の会議ということもあり、また前回の委員会の中でも教育委員会の職員のみならず財政当局の職員にも出席をいただくべきとの御指摘をいただいたので、出席していただいた。その中では、やはり計画の前倒しの必要性を十分認識していただき、今年度早期に取り組むという市町村もあったし、1年、2年前倒しをして耐震化に取り組むという市町村が多かったと認識している。

山田委員 白石の小学校で緊急の情報システムが作動して効果を発揮したという話をうかがった。全県的に他にそういった学校があるのかどうかと今後そういったことに取り組んでいくという考えなどがあるのかどうかについて伺いたい。

義務教育課長 委員からの御質問は緊急地震速報に連動した緊急地震速報配信システムのことだと思う。このシステムについては、東北大学大学院工学研究科の源栄教授が中心となって進めている事業である。現在、県内で8校がこのシステムを導入しており、内訳は、高等学校が1校、小学校が4校、中学校が3校となっている。

今後県ではどのように取り組んでいくかということであるが、現在その効果等について確認をしているところである。また、このシステムを各学校で導入すると約60万円ほどかかるということも伺っており、システムの課題等も含めて現在情報を収集しているところである。

委員長 一つ伺いたい。被害のあった上野目小学校は耐震改修を行っていたのか。

施設整備課長 上野目小学校は、耐震化診断の結果、Is値が1.0ということであった。なぜIs値が1.0の建物がこういった大きな被害を受けたのか、職員のみならず、文部科学省、あるいは国土交通省関係者がいろいろと調査していると伺っている。

委員長 そういう話がやはりあるということ意識しておかないといけないということだと思う。耐震化でいろいろ診断していれば安心とは、なかなかいかなるところに問題があるかもしれない。その辺も詳しく調べていただいて何か課題があれば対応していく方針が必要かなと思う。

佐々木委員 たまたまその日は土曜日だったということであり、普段緊急避難の訓練はしていると思うが、土曜日、日曜日、夜間等のそのようなことが起きた時に先生方、あるいは学校職員の方々の行動はどのようになっているのか、あるいはどのようにすることになっているのかの体制について伺っておきたい。もし地域の小学校、中学校は地域の住民の方々の避難場所として指定されて

いることが多いかと思う。大きな災害が起きれば先生方も職員の方も自分の住まいなり，自分の家族，生命が地域に住んでいれば大事だと思う。一方で，やはり地域の中心的な施設としての責任もあると思うので，その辺のそういうことが起きた時の先生方なり，事務職員の方の対応の決まり事はあるのか伺いたい。

総務課長 学校での祝祭日等の時間外，いわゆる授業が無い時間帯にどう対応するかということについては，一定の震度以上になると出勤して，被害状況の確認，安全の確認をするというルールがある。震度が4以上，5以上となると指定された職員が出てくる。あと被害がさらに大きくなれば，さらに多くの職員が，要するに段階的に出てきて点検なりをすることとなっている。今回はそのルールに則り，休日ではあったが学校に登校して確認作業を行っている。

それから，地域での避難という点については，学校であったり，いろいろな公立施設で，大きな空き地を持っているようなところは，各市町村が防災計画でメッシュ状に面積あたりで一カ所避難所・避難場所を指定している。基本的には小中学校が多いようであるが，避難所・避難場所の指定を行う。都市公園や広場があるが，河川敷といったところをそれぞれ指定しており，それぞれ何かがあればそちらに避難するということは地域住民にも周知しているし，学校についてもその辺は協定というか，ルール化を図っている。

佐々木委員 もう少しよいか，連絡システムというか，医師会関係では連絡システムをきちんと整備していたつもりだったが，通じないということが何カ所かで発生して，別な通信システムを導入しようという話を今回していた。各教育委員会等，あるいは県との間での支障は無かったのか。今回電話が通じないという状況が発生したが，緊急の連絡体制に問題等は無かったのかを伺いたい。

義務教育課長 具体的に小中学校の対応について調査しているので御報告する。市町村立の小中学校では，校長指示のもと教員による家庭訪問，電話での確認等，地震の起きたその日から児童生徒の安否の把握に努めている。14日の土曜日，15日の日曜日に，学校の施設被害と児童生徒の安否や健康状態についての把握に努めた。電話による安否確認が110校，家庭訪問をすぐ実施した学校が14校，地域巡回を実施したのが4校，現地に行けないので地域に依頼して調べたという学校が3校，その他が11校ということであった。

## (2) 県立高等学校組織編制計画等について

(説明：教育長)

「県立高等学校組織編制計画等について」御説明申し上げます。

この組織編制計画については，中学校卒業者の減少に対応した小規模校の再編，学級減の措置及び県立高校将来構想に基づく学科改編等の内容としている。

まず，1の平成21年度の学科改編等について御説明申し上げます。

最初に、( 1 ) 小規模校の再編についてである。鷺沢工業高等学校を岩ヶ崎高等学校に再編統合し、工業系学科を1学級設置する。新学科の名称については、創造工学科とし、現鷺沢工業高校の校地・施設を使用し、岩ヶ崎高校鷺沢校舎と位置づけることとする。

次に、( 2 ) 学級減の措置についてである。

本県の中学校卒業生数については、平成元年をピークとして現在まで減少傾向にあり、今後も引き続き、学級減を実施していかなければならない状況にある。

学級減の対象校及び対象学科については、生徒数の減少、通学区域ごとの学科バランス、学校ごとの入試倍率や生徒充足状況などを総合的に考慮して決定しており、来年度は7校で学級減を行う。

中新田高校においては、学級減に伴い、普通科と商業科の2学科構成を普通科コース制に改め、これまでの普通科教育の流れを受け継ぐアカデミックコース80人、これまでの商業科の流れを受け継ぐビジネスコース40人の構成とする。

塩釜高校、岩出山高校、築館高校、上沼高校においては、普通科でそれぞれ1学級の学級減を行う。また、総合学科高校である伊具高校、本吉響高校において各1学級ずつの学級減を行うものである。

次に、( 3 ) 男女共学化であるが、県立高校将来構想に基づき、仙台第三高等学校を共学とする。昨年度から本年度にかけて校舎を改築中であり、女子生徒用のトイレや更衣室等の施設設備の整備を進めており、共学化に備えている。

次に、2の平成22年度の学科改編の予定について御説明申し上げます。

資料にある2校については、すべて確定というのではなく、学科名等については、さらに検討中である。

しかしながら、これまでも、大幅な学科改編等を伴うものについては、改編後の受検対象者となる中学校2年生に配慮し、1年前倒して公表をしてきており、今回も、現時点での予定ということで御報告するものである。

まず、河南高校であるが、平成13年に策定した「県立高校将来構想」に基づき、石巻地区に、総合学科高校を配置するという事で、総合学科に移行するものである。

また、平成20年から募集停止となっている飯野川高校が、平成22年3月に閉校となることに伴い、河南高校を飯野川高校の事務引継校とするとともに、飯野川高校十三浜校の本校とするものである。

さらに、飯野川高校の教育内容を継承するため、河南高校の総合学科には、家庭福祉に関する教育内容を盛り込むこととしている。

次に、黒川高校については、黒川郡におけるセントラル自動車や東京エレクトロン等、大手製造業の立地により、本県の産業構造が大きく変化している中、必要とされる人材育成に対応するため、工業系学科を拡充するものである。

具体的には、農業経営科1学級と電子機械科2学級を募集停止とし、機械科2学級と電子工学科1学級を新設するものである。

併せて、土木科についても、環境を重視した教育内容を盛り込むよう、内容を充実する

こととしている。

農業系学科の募集停止については、1学級の農業系学科を農業専門高校に集約するという考え方のもとに行うものである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 県立学校ではないが、仙台市立の高等学校や中学校が改編されるということを知っている。実際には何クラスくらいの改編になるのか、もし分かっているのであれば教えていただきたい。やはり仙台の高校生の人数というのも関係してくると思うので教えていただきたい。

高校教育課長 仙台市の来年度の募集定員等については、後ほど21年度の入学者選抜ということで御報告するところがあるので、そちらでまとめて御報告したい。

## 9 議 事

### 第1号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明：教育長)

「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから5ページまでとなる。

まず、4ページの新旧対照表を御覧願いたい。

今回の改正の内容であるが、「公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」が平成20年7月2日に一部改正され、指定管理者の候補を選定するための選定委員会が所管部局等ごとに設置することとされたことに伴い、総務課を主管として、「宮城県教育委員会指定管理者選定委員会」を第40条の別表第2第2号に加えるものである。

なお、この規則の施行期日は、公布の日とするものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って)可決。

### 第2号議案 宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正について

(説明：教育長)

「宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、6ページから9ページまでとなる。

まず、8ページの新旧対照表を御覧願いたい。

今回の改正の内容であるが、県が設置する公の施設の指定管理者の指定の手續等について定めている「公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」が一部改正されたことに伴い、施行に関し必要な事項を定めている「宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」について、引用している条例の条文にいわゆる条

ずれが生じたので、その部分の改正を行うものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

### **第3号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について**

(説明：教育長)

『教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について』御説明申し上げます。

資料は、10ページから17ページまでとなる。

まず、資料の13ページを御覧願いたい。

これまで事務手続の簡素化及び教育委員会会議の効率化を図る観点から、「附属機関の委員の任免を行う」事務のうち、充て職で選任している委員又は関係行政機関の職員から選出している委員のうち、校長会など関係団体からの推薦を受け選出している委員が人事異動等に伴い任期の途中で替わる際の任免事務については、教育長の専決事項としている。

その手続として、資料の17ページにあるとおり該当する7機関それぞれに、充て職で選出している委員の「職の名称」及び関係団体からの推薦を受け選出している委員の「推薦団体名」を明文化し、専決処分の対象となる委員を具体的に定めているが、(1)の宮城県スポーツ振興審議会委員及び(5)の東北歴史博物館協議会委員では、県議会の文教警察委員から委員長、あるいは副委員長のいずれかが推薦されてまいるので、実態に則して「職の名称」ではなく、推薦団体を明文化するものである。また、(2)の宮城県産業教育審議会委員及び(6)の障害児就学指導審議会委員では、県の組織再編で名称が変更となっているものを改正するものである。

なお、任期満了に伴う委員の委嘱替えの際には、従来どおり教育委員会会議での議決による任命手続を行うものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

### **第4号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について**

(説明：教育長)

「宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、18ページから21ページまでとなる。

まず、資料の18ページを御覧願いたい。

この規則は、職員等の旅費に関する条例に基づき、教育委員会に属する職員等の旅費の支給について必要な事項を定めている。

教育委員会に属する職員等の旅費の調整については、知事が定める旅費に関する規程（職員等の旅費支給規程）を準用することにより知事部局の職員と同様の取扱いをすることとしている。

今般、この知事が定める規程において、旅費が通勤手当と重複する場合における旅費の調整、目的地が県の機関等である場合における日当の調整等に関する規定を設けるための改正が予定されている。この改正後の規定を教育委員会に属する職員等に適用させるためには、規程中の「人事課長」を「教職員課長」と読み替える規定を宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則に設ける必要が生じているので、所要の改正を行うものである。

なお、改正後の規則は、職員等の旅費支給規程の改正と併せて平成20年8月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

（質 疑）

小野寺委員 この規定は8月1日から施行ということであるが、現場で何か旅費の規程がこれ以前に変わっているのか非常に何か煩雑になっていると聞く。例えば、家庭訪問を10軒するとその10軒の距離を足して出すとか、それから支給も遅れているということを知り、これは一時的なものか。

教職員課長 今回の改正とは直接関係が無い部分であるが、今年度から旅費の支給のシステムが県全体で改正されている。主な内容としては、出張する際の旅費支給に関して旅費の行程について、どこからどこまでという距離とか、交通機関の費用等を計算するために県内にいろいろな地点に起点というものを設けているが、更に実費支給に近づけるために大幅に起点の数を増やし、その中で電算化したということで、かなり大きくシステムが変わっている。新しい旅費のシステム導入の過渡的な部分で、初めてということもあり、大変な部分もあるものと思う。その点は、教育委員会としてもいろいろな手続の説明をさせていただいているので徐々に問題は無くなるものと考えている。

委 員 長 （委員全員に諮って）可決。

## 第5号議案 県立高等学校授業料の減免の特例に関する規則の制定について

（説明：教育長）

「県立高等学校授業料の減免の特例に関する規則の制定について」御説明申し上げます。

資料は、22ページから25ページまでとなる。

今回の規則の制定は、先般6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震の被害を受けた家庭の生徒に係る県立高等学校の授業料に関し、被災者に対する救済措置の一環として減免措置を講じるもので、現行の減免規則に定めている減免期間、減免額並びに申請期限の特

例事項を定めるものである。

減免対象となる者は、本年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震の被害を受けたことにより、平成20年度の市町村民税、固定資産税又は国民健康保険税の減免を受けた者と生計を同じくする生徒としている。

授業料の減免対象期間は、平成20年度第2期から第4期までで、減免額は、授業料のそれぞれの額に今回の地震の被害を受けたことによる平成20年度の市町村民税等に係る減免割合を乗じて得た額としている。

なお、今回制定する規則は、公布日から施行することとし、この規則は、平成21年3月31日限りで失効することとしている。

過去の地震災害においては、本則により減免措置をしており被害が大きい場合は全額減免としていたが、比較的被害が少ない場合は減免対象とならない場合があった。そのため、今回の特例規則を制定し、被害の程度に応じて減免できる仕組みとしたものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員  少し教えていただきたいが、減免対象となる方は、税金とか、保健料の減免を受けた者と生計を同じくする生徒とある。具体的には、一番軽い程度でどのくらいの被害だと税の減免を受けられるのか。実際にどの程度なのかというのが分からないので、教えていただきたい。

高校教育課長  資料の25ページを御覧いただきたい。今回の減免の特例の規則に関して、そのフロー図があるが、その中の真ん中あたり、米印があるが、市町村民税等減免証明書というものを発行してもらった場合に、その割合と同じ割合を減免するということとなる。であるから具体的に被害がどの程度あればこの税が減免になるかというのは、それぞれの市町村で決めることとなるので、ここで具体的にどの程度というのは決めかねるところである。いずれにしてもこの市町村民税の減免の割合と同じ割合を授業料も、減免するということである。

小野寺委員  減免の説明についてはこのとおり進めていただきたいと思う。生徒が安定した条件の中で高校生活に打ち込めるような環境を整えるというのは、教育行政の役割だと思っている。それで今回の地震に対する減免措置なのであるが、規則に基づいた柔軟な適切な措置がとられていると思う。ぜひこれは今後も起きないとも限らないのでやっていただきたいし、天災にかかわらず授業料減免については、経済的な事由というのが増えている。だからこういう制度が利用しやすい制度となるようにするのも大事だと思う。

  もう一つは、奨学金についてなかなか聞く機会が無いので、関連して伺いたい。奨学資金についてはこれまでも何度も話題にしてきたが、高校の奨学資金については県に移管されて4年目であろう。それで、貸付の原資とか、償還状況等をもとに一定の見通しが出ているところもあるのかと思う。一つ

は条件に見合うような生徒の希望がかなえられているのかどうか。それから、県に移管されてその見通しが出てきたのであれば、その採用条件等をもう少し緩めて広げていくような考え方があるかどうかについて伺いたい。

高校教育課長 奨学金のことであるが、4年目ということで今年度から償還が始まる。そのようなことで償還の状況を見た上でないと今後どういう運用が更にできるか、現在の貸付の条件を変更できるかどうか固まらないので、当面償還の状況を確認した上で検討したいと考えている。いずれにして償還がきちりされないと、限度がある中での奨学金制度なのできちんと償還をしてもらうよう働きかけていきたいと思う。

小野寺委員 そうすると、償還状況にある程度見極めて緩和なり、対象を拡大するということについても当然検討の中に入れるというふうに受け止めてよいか。

高校教育課長 現時点では何ともそこは申し上げかねるという状況だと思う。

佐々木委員 授業料減免については当然の対応だと思う。被害の実態について私ども具体的に見えていない部分もある。例えば、家屋の崩壊で教科書を無くしたりとか、体育やその他の学校で使う用品等が無くなってしまった生徒もいるのではないかという気がするが、そのような生徒、子ども達への対応はどのようになっているのか教えていただきたい。

義務教育課長 教科書の被害状況について御報告する。6月24日現在、教科書を無くしたり、破損したりしたという報告が、栗原市と大崎市からあった。小学校2校で26冊、中学校1校で4冊、計30冊となっている。これについては、災害救助法に基づき県が負担することになっており、市町村教委や学校を通じて一ヶ月以内に児童生徒に教科書を給与することになっている。既にその作業は終わっているところである。

高校教育課長 高校の教科書については4人である。岩ヶ崎高校が3人、築館高校が1人で、こちらも対応しているところである。

委員長 (委員全員に諮って)可決。

## 第6号議案 宮城県教育振興審議会への諮問案について

(説明：教育長)

「宮城県教育振興審議会への諮問案について」御説明申し上げます。

資料は、26ページから28ページまでとなる。

まず、資料27ページを御覧願いたい。

「宮城県教育振興審議会」は、教育振興審議会条例に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要事項を調査審議するため設置されている。今回、教育基本法で規定する教育振興基本計画を本県においても策定するにあたり、知事及び教育委員会の諮問により、新たな当該計画の在り方に関する総合的かつ基本的な事項を調査・審議してもらうものである。

諮問の理由として、諮問案の別紙に記載してあるが、人口減少社会の到来、国際化の進展、地方分権社会への移行など、教育を取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う人づくりに向けた教育が、本県においても、ますます重要になっているところである。

このような中、一昨年12月に、約60年ぶりに教育基本法が改正され、新たな教育の目的・目標、基本理念が掲げられたところであり、教育の目指すべき姿を明確にし、その実現に向けた具体的な道筋を明らかにする観点から、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国において「教育振興基本計画」を定めることが規定され、併せて各地方公共団体に対してもこの計画を定めることが求められている。

本県においては、現在、学校教育、スポーツ及び生涯学習の各基本計画とともに、一昨年策定した「宮城の将来ビジョン」において、教育施策や事業を掲げた教育改革に取り組んでいるが、教育関係施策を総合的かつ体系的に位置付けた計画は策定していない状況にある。

このようなことから、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿と、その実現に向けた施策の方向性などを多角的な見地から調査・審議いただき、いわば本県教育のマスタープランとしての教育振興基本計画の策定について、今回、諮問するものである。

なお、今回の諮問を知事と教育委員会の連名で行っているが、これは今回の計画の対象範囲が、子育て支援や私学関係など知事部局の所管業務にも及ぶことによるものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 中長期的な展望を持った教育の計画である。その宮城の良さや課題を基に特色のある、具体性のあるものは必要だと思っている。そこで審議会に期待するところはあるのだが、もう一つ分からないところがある。質問したいのは、教育基本計画が狙いとすることは、何なのかということである。たぶん理念とか、方向性を示すものなのかと捉えるが、あるいは処方箋みたいなものまでも打ち出すのかということである。別な言葉で言えば、教育行政の指針とするものなのか、あるいはもっと県民一般まで対象とするものなのかということなのだけれども、どうか。

教 育 長 この教育基本法に基づく教育振興基本計画であるが、これは基本法の規定からは、直接的には国に対して計画の策定を求めているということである。各地方公共団体に対しては、国の計画を参考にして各地方公共団体でもつくる努力を求められているところである。国が定める計画の目的であるが、新たな教育基本法で従来無かった教育の目的・目標が法律の中に規定されたということがあり、そういった新たに規定された教育の目標を具現化する、具体的に実行されるように、単なるお題目に終わらないように、それが国の施策としてきっちり位置付けされていくような仕組みづくりということで、そのような計画づくりが規定されたものと思っている。そういった趣旨、目的

の計画ということは、地方公共団体がつくる教育振興基本計画についても同じだと思っている。従って、宮城県として目指す教育をどう具現化していくのか、そういった意味での教育施策、あるいは事業を、どんなステップを踏んで進めていくのかということを経済全般について取りまとめる。それが今度つくろうとする教育振興基本計画の大まかな内容であると認識している。従って、私どもの教育行政の拠り所にするというのが主たる目的だと思うが、当然計画の中には、ある程度宮城が目指す教育の姿、理念といったものも盛り込むこととなると思うので、そういった部分では、一般県民というか、あるいは教育行政に直接係わる立場以外の方々にも今後の教育なり、子育ての一つの指標というか、拠り所となるようなものとなればという気持ちはある。

小野寺委員 もう一つ伺いたい。この計画を策定するにあたって、県民の協働とか、あるいは情報の共有に基づき進めるとあり大事なことだと思う。7月に意見聴取会というのか、7カ所でやる予定だと思うが、意見聴取会の位置付けとか、役割というのはいどの辺りにあるのか。今日は諮問案が出されているが、どの辺りにあるのか。

教育企画室長 意見聴取会については、小野寺委員御指摘のとおりいま7圏域でやっており、各圏域で5人から6人の方々に御意見をいただくこととしている。位置付けとしては、我々がこれから計画策定の作業を進めていくわけであるが、そのスタートにあたり県民が宮城県の教育に対してどのような思いを持っているのか、それをまず再確認したいということがあり、7圏域からそれぞれ幅広い分野の方々からお話しを聞かせていただいているところである。併せて、意見募集ということで7月に県民の意見をファックスやメール等で意見を聞くという、スタートにあたりいまのような形で皆様の意見を伺い、宮城県の目指すべき方向を再確認しながら進めて行きたいということでやらせていただいている。

小野寺委員 そうすると、このチラシにもあるが、教育全般についてどんな意見でも結構ですよという文言がある。要するにここにいるいろいろ出されると思うが、それを何とか県民の声と受け止めて、審議の中でそれを活かしていくということなのか。

教育企画室長 一つは、このような皆様からいただいた意見を審議会に報告し、審議会でも御審議いただくというのもあるし、当然教育委員会としても県民の意見を受けて様々な施策を考えていくということもあり、そういう声を反映しながら宮城県として考えて行きたいと思う。

小野寺委員 応募する方は結構あったのか。

教育企画室長 今回の意見聴取会で意見をいただく方については、なるべく幅広い分野の方から意見をいただきたいということがあり、いろいろ検討したが、当初は応募をかけて意見をもらうということも考えたが、そうすると特定の分野に

偏るということがあり、今回については、当然ながら学校分野、これも幼稚園から高校まであり、私学もあるので、そういった学校の分野、あるいは地域で子どもといろいろな形で関わっている方々、例えば、スポーツ少年団もあるし、安全対策に係わっている方々もいる。それと高校を卒業した方を雇う立場の方々もいる。そういった幅広い方々から意見を伺いということがあり、幅広い分野をこちらで選ばせていただき意見を聞かせていただいているということである。

委員長 意見としてであるが、一つは、理由書で書いている人口減少社会の到来とか、地方分権社会への移行などというのはよく書くが、どういうふうに人口減少社会がどんなふうになるのかというのが、あまり一般に分かれているわけではない。概ね意見を求められて出てくる意見というのは、いまの状況から見てどういうところに問題があるというのは出てくるが、もっと先のことについてどういうふうに考えていかないといけないという話は必ずしもリンクしていない。それで、どんな状況になっていくのかという情報をしっかり提供した上で意見を聞かないと本当はあまり意味が無いのではないと思う。そうした努力をして欲しいということと、それから、教育の計画というのは短期ではできないので、そうコロコロと変わるものではない、しっかりしたものをたてないといけないと思う。教育長を前にして言いにくいですが、もと企画の大専門家であるので、宮城県の将来ビジョンは長期的なものを考えるには無理があるので、いまどうするかということに重きを置いた計画づくりというふうに見ている。それと教育の構想というものは一緒にならないと思う。もっと長いスパンで見ないといけないと思う。その時にどういうふうにそれをやるかというのを、たぶん県であまり得意にしてこなかったことだと思っており、本当に県の将来の教育のことを考えるのであれば、事務局は一生懸命になってその人口減少社会とか、地方分権社会というのは、将来地方がどれだけ力を持たせられるか、実際は動き回れなくなるのかという辺りをしっかり踏まえつつ議論しなければいけないと思う。そういう意味では事務局の方を総動員して将来のある姿というのを思い描かないと、今日明日の話ではない、それをどうするかというのは我々に与えられている課題だと思うので、審議会の委員の方々と、審議会にお任せするのではなく、みんなで取り組んで適切な状況をつくっていかないといけないと思うので、よろしく願いしたい。我々も教育委員としてディスカッションしたことについているいと審議会の委員の皆さんにアピールしていきたいと思うので、よろしく願いしたい。

教育長 今回の教育振興基本計画は、計画期間としては10カ年を想定している。そういうスパンの中での計画としてつくるわけである。教育に関する計画として、どういった内容を盛り込むかという時に、いま委員長御指摘のとおり、

やはり50年、100年先を見越して考えるべきもの、それが基本だと思うが、それと同時にいま現在の教育の問題として早めに対応を求められる部分と両方あると思っている。そういった短期的な対応と長期的な対応の両面でさまざまな御意見をいただきつつ、検討を進めて行きたいと思う。前回の委員会でも御説明したが、これは単に審議会に丸投げということではなく、審議会で御意見、御検討をいただきつつ、随時この教育委員会の場でも進捗状況について御報告申し上げるということとしているので、その場でそれぞれの御意見をいただきたいと思います。よろしく願いたい。

佐々木委員 先ほどの各7カ所での意見をいただくという企画であるが、せっかく良い企画をされたと思うが、この教育委員会が選んだ優等生の方々だけの意見を聞いてもやはり多くの一般的な方々がどのようなことを考え、どのようなことを望んでいるかということをも十分把握するというには十分ではないのではないかという印象を受けた。もちろんこの振興審議会の委員に関しては、然るべき方々を然るべき機関が選んだ方々の意見を伺うというのは仕方が無いとしても、その前段階となる意見聴取会にまで指名方式でいくというようなことだけだとやはり少し抜けてしまうところがあるのではないかと心配されるような気がする。もちろんホームページ等で意見を出していただきながら進めているとは思いますが、そういう選ばれた優等生達だけじゃない人達の意見、あるいは考え方の読み取りの窓口はどのようになっているのかを教えてください。

教 育 長 県民の御意見をどういう形で集約するかという時に、その手立てはいろいろあるわけであり、一つが今回諮問する審議会であるが、それ以外の場面として意見聴取会というものがある。それから、いわゆるアンケートを早い段階で実施したいと考えている。それから、検討作業の進捗状況に応じて、例えば、素案をつくり、あるいは中間案をつくり、そして最終案をつくるという段階に応じてパブリックコメントを実施するというようなことを考えている。そのような様々なツールで広く御意見をいただきながら進めていきたいと思う。

委 員 長 (委員全員に諮って)可決。

## 第7号議案 平成20年度第1回高等学校入学者選抜審議会への諮問案について

(説明：教育長)

「平成20年度第1回高等学校入学者選抜審議会への諮問案について」御説明申し上げます。

資料は、29ページから33ページまでとなる。

「高等学校入学者選抜審議会」は、条例に基づいて設置されており、「教育委員会の諮問に応じ、高等学校の通学区域の検討、入学者の選抜の方法及びその実施並びに学力検査

問題の作成について調査審議する」ことを目的としている。今回、平成22年度県立高等学校入学者選抜方針及び選抜日程、並びに今後の県立高等学校入学者選抜の在り方の3つの事項について、教育委員会の諮問により、調査審議するものである。

まず、平成22年度の宮城県立高等学校入学者選抜方針については、資料31ページの別紙1のとおりであるが、平成22年度の入学者選抜から全県一学区になることを受け、地区外からの出願承認の文言を削除した他は、平成21年度の選抜方針を踏襲している。

次に、資料32ページを御覧願いたい。平成22年度の選抜日程については、全県一学区初年度であることを踏まえ、推薦・一般・第二次募集それぞれの入試について出願や選抜に必要な期間を確保し、また、中・高の教育活動への影響をできるだけ少なくするという考え方に基づいて別紙2のとおりとした。

続いて、資料33ページを御覧願いたい。今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について、諮問の理由は、別紙3に記載しているが、県立高等学校入学者選抜については、公正かつ適正を基本としつつ、社会の変化等に対応し、これまでさまざまな改善を行ってきた。

昭和42年度入試から、学力検査の教科数を9教科から5教科に改めるとともに、調査書と学力検査の結果を相関図表を用いて総合的に審査することとした。また、昭和53年度には農業に関する学科及び水産に関する学科で推薦入学制を初めて導入した。その後、対象学科と募集割合を順次拡大し、平成6年度には普通科にも導入し、併せて、一般入試における傾斜配点も可能とした。更には、平成16年度から英語と数学において学校選択問題を取り入れるなど、選抜方法の多様化や選抜尺度の多元化を図ってきた。平成22年度からは、生徒がより主体的に高校を選択できる環境づくりを目指し、全県一学区を実施することとなっている。これらの改善は、生徒一人ひとりの中学校3年間の学習成果や、多様な能力・適性等を多面的に評価することを目指したものであり、進路選択幅や受検機会の拡大という点においても、その役割を果たしてきた。

このような中で、現在、学校教育においては、社会の激しい変化に的確に対応し、自ら課題を解決していくことのできる能力・資質を身に付けさせること、そしてそのための基礎となる「確かな学力」を育成することが、これまで以上に重要となっている。

高校入試は、中学校の教育を総括し高等学校教育に円滑に接続させるという役割を担うとともに、「確かな学力」の定着という点においても大きな意味をもつものと考えられる。

しかしながら、本県の現行入学者選抜については、この点において課題があるのではないかという意見や、入試の方法が複雑で分かりにくいなどの指摘がある。

このような状況を踏まえ、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、より公正かつ適正な選抜を実現するため、今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について様々な観点から総合的に御検討いただくよう、諮問するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 理由書の後段の「しかしながら、本県の現行入学者選抜については、この

点において課題があるのではないかという意見や、入試の方法が複雑で分かりにくいなどの指摘があります。」とあるが、具体的に言うとどういうことか。

高校教育課長 「この点に関して」という部分は、前段を受けてそれを全体としてという見方と理解している。具体的には推薦入試であるとか、一般入試に関していろいろ御意見をいただいているということだと考えている。

小野寺委員 入試の方法が複雑とはどういうことか。

高校教育課長 現在の入試制度については、推薦入試、一般入試、そして第2次募集の3種類を実施している。それぞれの段階で中学校で調査書を作成していただき、推薦入試については推薦書を頂戴し、そういった書類を揃えて推薦入試から一般入試、そして2次募集という形で3回やっている。その3回それぞれに中学校、そして高校で様々な書類を作成するといった取組で入試を行っているという状況がある。それについての御意見がいろいろあるということである。

小野寺委員 いまの説明でどういうことかは分かったが、入試の在り方を検討するというのは、例えば、いまの中学生、高校生などの目的意識が弱くなっている。いま高校が全入に近い状況の中での生徒の目的意識である、それを高めることに繋がっていくものでありたいと思う。具体的には、選抜方法とか、選抜の尺度の問題となるが、押さえどころとしてはそういうところを押さえっていくことだと思う。それで、一つ二つ意見を含めて申し上げると、ここにも出ているが選抜だから競争は生じると思うが、それで、中学生が授業を中心に部活や生徒会の活動などの学校生活をちゃんとやっていけば対応できるということである。中学校生活で努力したことが評価されるということである。そういうことを生徒に浸透していくような入試である。そのことが先ほど申し上げた目的意識とか、向上心を高めていくのかなあと思う。それから、二つ目としては推薦入試のことが出たが、これは高校も中学校もそれぞれこれについて意見を持っていると思う。ただ、すべてが推薦入試を否定しているのではないと思う。例えば、普通高校と専門高校の推薦入試の在り方というのは違うと思う。これから入学者選抜審議会で進めて行くと思うが、やはり生徒の状況とか、入試制度への問題意識を持っているのは中学校、高校の現場であるので、どうかどの辺りをよく聞き、反映していただきたい。それと、もし機会があれば現役の高校生なり、あるいは大学生にどうだったのか、我々はこういう入試をやってきたが、何か後輩にこうして入試を受けさせてあげたいとか、あるいはいまの入試の問題点なども出てくる気がするので、機会があればそうした高校生や大学生に聞いてみるのもよいと思う。

山田委員 先ほども説明があったように全県一学区という大きな節目の年となるかと思うが、当時全県一学区を決定した時に、議論の中で一極集中とか、いわゆる

る懸念事項というものがあり、懸念事項に対しては適切な配慮をしていくという話だったと思う。それでこの文章を見てみるとその辺の配慮が読み取れないという気がする。今後來年度に向けてそういった配慮というものをこの中にどうやって盛り込んでいくのかというのをお聞かせいただきたい。

高校教育課長 今回諮問案ということで出しているものについては、今後の入学者選抜の在り方ということで、いつから実施するものになるのか、これも審議会の中で検討していただきたいというふうに考えている。ただ、平成22年度の全県一学区になる入試については、現行の入試制度のまま実施するというふうに考えている。そういったことで、今回お示した今後の在り方という部分では、全県一学区について特に記載をしていないという状況である。

なお、22年度入試の方針と日程ということで1番と2番に掲載させていただいており、この具体的な日程を更に検討していく中において、中学校の進路指導に配慮した準備段階の取組ができないかどうかを現在検討しているところである。固まり次第御報告したい。

小野寺委員 私からの要望であるが、33ページの理由書の後段で「高校入試は、中学校の教育を総括して高等学校教育に円滑に接続させるという役割を担う」という文言がある。私もこのとおりだと思う。それで、入試改善の検討については、それぞれ委員に中学校と高校の代表の方もメンバーに入っていると思うが、もっと実際的な中高の議論とか意見交換も必要だなと思っている。県段階でもよいし、地区でも中高連絡協議会をやっているが、なかなかこの辺りまで話題にならないところがある。接続というのは県としても進めているとは思いますが、もう少し県とか地区とかで本当に率直な意見交換とか議論が必要だと思っている。もし機会があればそういうことを進めていただければもっといろいろな意見が出て良いものとなると思う。

教 育 長 実際に議論していただく入学者選抜審議会のメンバーについては前回の委員会で承認していただいたところである。その中には高校の立場を代表する方、中学校の立場を代表する方にも入っている。審議会本体の場面と審議会の下部組織として小委員会なり専門委員会をつくることにしており、その中にもそれぞれの立場の人達に入っていることとしているので、そういった様々な場面で御指摘の点が十分議論されように配慮してまいりたいと思うし、必要があれば審議会関係以外の場面での現地・現場で十分な検討がされるような取組をしたいと考える。

委 員 長 子どもの数がいっぱいいて、その中から際だってある能力に秀でたものを選び、それをどうするかという時代があったわけである。子ども数がどんどん少なくなってきた、この少ない数で日本の文化とか経済だとか、その地域のいろいろな力をどうやって維持するかというふうに話が大きく変わってきたので、中学校を卒業してきたそれぞれの子どもをどう見て、その子どもは

恐らくこの地域にうんと役だってくれるすごい人に育てるにはどうするかというプロセスを考えるという時代になってきて、それがいろいろな試験などがやり方が複雑になってきている理由だと私は考えている。昔のように割にばっとふるいにかけて上に残ると落ちるみたいな話は無くなりかけており、連続性というか、算術はあまり得意ではないが人の和をとっているのと中学校では役に立ってきた部分を評価されて、上に行って更にそれが伸ばせるみたいな、小野寺委員が発言していることが取り分け大切なんだというふうに思う。当面の選抜の話とは別でどういうふうに選抜するのかという考え方の整理というのは、少し長期的な考え方とリンクしている部分があるのではないかと思う。いつかは変わって行くと思えるが、早い時期からそういう方向で、どうやって子どもの実力というもの、潜在的な能力というものを最大限伸ばして社会に役立てるかという視点でどう育てるかという選抜の在り方というような感じが私はしている。簡単に言うのはできるが現実にやるには相当難しい話だと思う。その辺を小野寺委員のような専門的な技術を持った委員の話の聞きながらつくり出していきたい。地域で見いだしていきたいと思う。ここでの熱心な議論と同時に現場での議論をうまく併せて行える仕組みがつくれれば大変良いことだと思うので、よろしく御検討のほどをお願いしたい。

委員 長 （委員全員に諮って）可決。

#### **第 8 号議案 職員の人事について**

#### **第 9 号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について**

委員 長 委員全員に諮った上で、第 8 号議案及び第 9 号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

### **10 課長報告等**

#### **(1) 請願の取扱いについて**

（説明：総務課長）

「請願の取扱いについて」御説明申し上げます。

資料は、1 ページ及び 2 ページとなる。

資料の 2 ページを御覧願いたい。

4 月の教育委員会定例会においても御報告させていただいたが、教育委員会に寄せられる請願については、今後、所管外の事務など明らかに報告する必要がないものを除き原則委員会に対してその概要を教育長が報告したいと思う。報告に当たっては、請願に対する事務局の対応方針について御説明し、特段の御異議がなければ、報告を以って委員会での処理は終了し、事務局から請願者に対して文書回答、直接説明など対応したいと思う。

以上が請願に対する基本的な流れとなる。

なお、すべて報告案件とすることにより、報告事項が増えてしまい、また、多くの請願が出され、議事運営に支障が生じるような場合には、委員の皆様には請願書を郵送するなどして、事前に御覧いただいて報告に際しては余り時間をかけずに御報告したいと考えている。また、回答内容を資料として報告すべきではないかとのお話しもありましたが、回答内容については、その考え方などを十分に説明することで、足りるのではないかと考えている。

なお、回答文書の内容作成そのものについては、事務局に委任されており、他の事項と同様に事務局にお任せいただきたいと思います。

報告時点での委員の皆様の議論内容については、教育委員会での傍聴を認めているとともに、議事録を全面公開しており、請願者に十分伝わるものであると考えている。

また、案件によっては、資料にある点線の矢印のとおり、委員の皆様の協議により、採択を決すべき案件と判断された場合、次回開催の委員会において議事案件とし、採択を決することとしたいと思う。

最後になるが、教育長に対する事務の委任等に関する規則では、請願及び陳情の採択を行うことが教育長に委任されていないことから陳情についても同様の取扱いを行うこととしたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

## **(2) 飲酒運転を行った教職員に対する懲戒処分原案の基準の改正について**

(説明：教職員課長)

「飲酒運転を行った教職員に対する懲戒処分原案の基準について」御説明申し上げます。

資料の3ページを御覧願いたい。

まず、1の改正の趣旨である。

この基準は、平成12年4月1日から施行しているが、その後の刑法の一部改正(危険運転致死傷罪の新設)及び道路交通法の一部改正(飲酒運転の厳罰化)並びに私立学校の生徒が飲酒運転の暴走車両により尊い命を奪われる痛ましい事故が発生するという状況を踏まえ、教職員による飲酒運転の根絶を期し、基準の一部改正を行い、平成18年1月1日から施行しているところである。

その後も飲酒運転への対応は厳罰化の方向となっており、今般の道路交通法の一部改正(平成19年9月19日施行)においても、酒気を帯びていて飲酒運転することとなるおそれがある者に対して車両等を提供する行為、飲酒運転することとなるおそれがある者に対して酒類を提供する行為、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら要求・依頼して飲酒運転されている車両に同乗する行為が厳罰化されたところである。

さらに人事院においても、「飲酒運転をした職員に対し車両若しくは酒類を提供した職員若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した職員」を「飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等

を考慮して、免職、停職、減給又は戒告」とする標準的な処分量定が追加されたところである。

このような情勢の変化を踏まえ、本県教育委員会としても、同乗者等に対し厳しい対応を取り得ることが必要であるので、本件基準を見直したものである。

次に、2の改正の内容である。

今回見直しを行ったのは、同乗者等に係る規定である。これまで「自動車等を運転することを知りながら教職員に対し飲酒を勧めた場合又は教職員が飲酒運転をしていることを知りながら同乗した場合は、減給5月以上の処分を行うものとする。」としていたところであるが、酒類や自動車等の提供の事例を追加し、提供する対象を教職員に限定することなく一般の方々にも広げた。また、懲戒処分の基準を「免職、停職又は5月以上の減給」と明記した。

さらに、今回の改正に併せ、全体の表記ぶりについても整理している。

なお、施行時期は、平成20年8月1日からにしたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 二つ教えていただきたい。一つは技術的だと説明があったことに係わることであるが、新旧の対照表を見ると懲戒免職という表現されていたものが、ただの免職とか、停職という懲戒が付いていない表現となると印象としては軽くなったような変な誤解を私などは受けるのがまず一つである。それと同乗者の分が増えたということで今回出て来たわけであるが、私は毎回もう何年も教育委員会に出ていると、人事というと酒酔いとか、酒気帯びとか次から次へと出てきて、その度に対策としていろいろなことを提案し、やったやっただと言われながらも全然減ってきていないということを考えると、これでも厳しさが足りないのではないかと、職員に浸透していないから次々とまだ出てくる出てくるという印象がある。そういうことを考えるともっと早くにこういうこと、さらには、もっと厳しい、いろいろ基準があるとのことであるので、急に宮城県だけ厳しくというわけにはいかないのだと思うが、昨今の現場の酒気帯びとか見ているとまだこれでも不十分という印象が否めないがいかがか。

教職員課長 まず、今回改正した技術的な修正と申し上げた部分であるが、標題を見ていただくと「懲戒処分原案の基準」としているもので、当然ここに掲げている処分というのはすべて懲戒処分となる。そういったところから文言の整理を行ったものである。決して内容が変わっているというわけではない。それから、飲酒運転等の処分全般についての御指摘であるが、まず今回改正を加えている第3項の部分であるが、飲酒運転した本人以外の職員の関係で処分を行わなければいけない事例については、以前1件同乗者で処分した事例というものもあったが、この規定をつくった以降はそういった処分をしなければ

いけない案件というものはなかった。ただ、御指摘のとおり飲酒運転した本人に対する懲戒処分というものはこれまでも処分をしなければいけない事例というものは続いているわけである。その点については、厳しい対応をするということで毎回お諮りさせていただいていた。宮城県においてはかなり早い段階から免職も含めた処分基準ということをつくっている県であり、今後このような議案にかける必要の無い状態を当然目指して努力を続けているわけであるが、仮にそういった残念な事態が起こった場合には事案に即して厳しく対応すべく委員会で御審議いただくということとなっている。そういうことで今後も取組は強化していきたいと考えている。

櫻井委員　　そうすると最初の質問に対する答えは、改正前が懲戒処分原案と書かれているのに重複して表現していただけであって、それを外したということで、了解した。

2番目は懲戒処分というのはいよいよ抑止効果というか、抑止効果があってはじめて処分だと私は思う。でも基本的に免職というのがありながらも全然抑止効果が出ていないのが現状なので、これでよいというふうに思わないで更にいま説明されたように厳しく対処するという気持ちを忘れないでいたきたい。保護者としても県民としてもこの現実を見てこれでは教育委員会は何をしているのかと言われても当然だと思っているので、改めて同じことを言って申し訳ないが、言いたかったことである。

佐々木委員　この改正は8月1日から施行ということとなっているが、子ども達も夏休みというのはいろいろと起きる時期だと思う。先生方にとっても夏というのはいろいろな行動をしてしまう時期でもあるかと思う。先生方も夏期の休暇を取られる時期になっていると思うが、この改正したことの周知はどのような形で一般の先生方に伝えることとなっているのか教えていただきたい。

教職員課長　速やかに県内の全教育機関に対して教育委員会から通知し、当然市町村の教育委員会にも同様であるが、しっかりと改正の趣旨を伝えたいと考える。

佐々木委員　速やかというのはいつか。

教職員課長　本日お諮りしているが、今週中には発出する形で考えている。

### (3) 平成21年度宮城県公立高等学校入学者選抜について

(説明：高校教育課長)

「平成21年度宮城県公立高等学校入学者選抜について」御説明申し上げます。

資料の4ページを御覧願いたい。公立高校についてであるので、県立、仙台市立、石巻市立を合わせて御報告申し上げます。なお、この入学者選抜については、7月1日付けで公表させていただいたものである。

それでは、おもな点を報告させていただきたい。

資料は、4ページから8ページまでが資料1、9ページから16ページまでが資料2と

なっている。

まず、資料1を御覧願いたい。

1の募集定員についてである。全日制課程の募集定員は、合計15,740人で、前年比380人の減となる。このうち仙台市立については60人減の1,300人である。

定時制課程の募集定員は、合計1,040人で、前年比40人の増となる。この増の分は、仙台市立が200人ということで、40人増えている分である。全日制課程と定時制課程の総合計は16,780人で前年比340人の減となる。通信制課程は、500人で前年度と変わらない。

次に、2の一括募集実施校についてである。資料のとおり4校で実施する。そのうちの仙台工業が来年の入試から一括募集となる。

次に、3の推薦入試実施校についてである。全日制課程では77校、144学科、定時制課程では13校21学科、それぞれの課程において、全校・全学科で実施する。

資料の5ページを御覧願いたい。

4から9については、資料のとおりとなっている。

次に、10の一般入試における面接・実技の実施校についてである。全日制課程で面接を実施するのは14校、実技を実施するのは3校で、合計17校となる。定時制課程では、すべての学校で個人面接を実施する。

資料の7ページを御覧願いたい。

11の3%枠設定状況についてである。3%枠全体で、前年度と同じ287人で、推薦入試と一般入試とに分けて設定することになっているが、推薦入試の人数の方に多く設定されている。

12の連携型中高一貫教育に関する入試は、資料のとおり志津川高等学校と近隣の中学校で行う予定である。

資料の8ページを御覧願いたい。

13の併設型中高一貫教育に関する入試については、資料のとおり古川黎明高等学校において併設する古川黎明中学校との間で行う予定である。

さらに、14の中等教育学校後期課程に関する入試について記載しているが、これは仙台市教育委員会からの情報として掲載している。仙台市立の仙台青陵中等教育学校において後期課程、いわゆる4年生ということとなるが、通常であれば高校1年生に相当する学年である。その分について140人の募集を行うということである。

9ページ以降は、資料2「平成21年度宮城県公立高等学校入学者選抜における募集定員等一覧」である。各学校の推薦入試、一般入試の実施内容等が記載されている。

その中で仙台市立の分であるが、11ページを御覧願いたい。

23番の仙台工業の備考に一括募集と記載しているが、学科を超えて一括募集で200人の定員となる。前年度よりも40人減っているという状況である。続いて、32番の仙台高校であるが、こちらも備考にあるように単位制となり1学級減ということである。次に、仙台商業であるが、備考にあるように再編統合となっているが、仙台女子商業と再編

統合し、320人の募集を行うこととなる。次の34番が仙台青陵中等教育学校で、先ほど御説明を申し上げたところである。

さらに、資料の16ページを御覧願いたい。これは定時制課程の一覧であるが、この中で12番の仙台大志高等学校であるが、こちらは備考に、新設、単位制、二部制とあるが、(注)の欄にも記載があり、仙台函南萩陵高等学校が衣替えをして仙台大志高等学校となるということで、募集定員が120人ということである。13番の仙台第二工業については、80人の募集ということである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

## 11 その他

小野寺委員 学区制に係わることについて去年から広報・周知に努めており、今年も合同説明会をするということである。高校の説明が中心になると思うが、高校だけで説明できないような場合も出てくると思う。県としての窓口を設けるのか分からないが、そういったものもあれば親切のかなと思うので、その辺を検討願いたい。

高校教育課長 ただいまの全県一学区の広報と相談窓口等であるが、御指摘のあったとおり合同相談会を県内5地区で7月27日を皮切りに行うこととしている。7月27日の日曜日に仙台、8月9日に気仙沼市、8月23日に白石市、9月13日に大崎市、9月20日に石巻市ということで、それぞれの会場に個別の高校が参加して相談を受け付け説明を行う。さらに高校教育課からも職員が出て相談に対応することとしている。それから高校のガイドブックを作成して、現在の中学校2年生すべてのクラスに配布した。さらに近日中に高校教育課のホームページにも同じ内容のものを掲載して、それぞれ必要な部分をダウンロードしてプリントアウトできるような形で準備をすることとしている。その中でも、相談があれば高校教育課に相談していただくように案内をしているところである。今後も個別具体的な相談があった場合に、中学校の先生あるいは希望する高校でなく、どこに相談したらよいかという場合には気軽に高校教育課に相談していただけるように今後も案内していきたいと思っている。

小野寺委員 その説明会であるが、それぞれブースがあると思うが、県としてもそのような窓口があったほうが良いのかなあ、そのほうが親切かと思い発言した。

## 12 次期教育委員会の日程について

平成20年8月19日(火)午後1時30分から

## 13 閉会 午後4時20分

平成 2 0 年 8 月 1 9 日

署名委員

署名委員